

独立行政法人国立環境研究所法の一部を改正する法律案(閣法第四〇号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、我が国の環境政策の企画・立案や各種環境基準の設定に当たって必要となる科学的基盤を提供する等、重要な役割を担っている国立環境研究所において、民間を含めた内外の研究機関との研究・人事交流のより一層の促進等を通じて、研究所の改革を推進する観点から、役職員が国家公務員の身分を有する特定独立行政法人から非公務員型の独立行政法人への移行を図るべく、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、特定独立行政法人とする規定の削除

独立行政法人国立環境研究所(以下「研究所」という。)を特定独立行政法人とする規定を削除し、研究所を特定独立行政法人以外の独立行政法人とすること。

二、秘密保持義務

研究所の役員及び職員等に対してその職務上の秘密に対する保持義務を課すこと。

三、みなし公務員規定

刑法その他の罰則の適用について、研究所の役員及び職員を法令上公務に従事する職員とみなすこと。

四、施行期日

この法律は、平成十八年四月一日から施行する。